

平成29年度まちづくり支援事業 第1回まちづくりわいわい塾 「みんなのまちづくり入門」

平塚市まちづくり政策課

1 実施の目的と概要

平塚市では、平成20年7月より「平塚市まちづくり条例」において、市民のみなさまが主体となって、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを決めることができる「地区まちづくり」のしくみを定めています。

まちづくりわいわい塾は、平成25年度から「地区まちづくり」のしくみをより多くの市民のみなさまに知っていただくことを目的として開催しています。

公民館区域ごとに各エリアで順に開催しています。平成29年度第1回の今回は、金目地区にお住まいの方を対象に開催しました。

2 実施内容

(1) 日 時 平成29年10月26日(木) 19:00~20:10

(2) 場 所 金目公民館 会議室

(3) 参加者 11名

(4) 内 容

1 地区まちづくりのしくみの紹介

お住まいの地区の特性や住民の思いに応じたまちづくりを行うために活用できる「地区まちづくり」のしくみについて紹介しました。昨年の9月に認定された袖ヶ浜地区の実例も併せて紹介しました。

多少難しい内容もありましたが、みなさん熱心に聞いてくださいました。



★主なご質問やご意見

(ご質問)

- ・地区まちづくり協議会の構成員は地権者で構成されるのですか。

(回答)

- ・地区まちづくり協議会の構成員は、住所を有する者、事業者を営む者、土地又は建築物の地上権又は賃借権を有する者で構成されます。

(ご質問)

- ・地区計画が定められている地域に地区まちづくり計画を作るメリットはありますか。

(回答)

- ・地区計画はハード面のまちづくりのルールしか定められないため、ソフト面のまちづくり活動のルールを決められるというメリットがあると考えます。

(ご質問)

- ・地区計画がある地域にこの説明会は必要なのでしょうか。

(回答)

- ・このまちづくりわいわい塾では地区まちづくり計画を作り、その後、地区計画に移行する流れの説明になっているので、地区計画が定まっていない地域に対する説明になっております。そのため、地区計画が定められている地域では必要とないと感じる方もいらっしゃると思います。ただ、先程のご質問と同様に地区計画が出来ている地域でも地区まちづくり計画を作ることができます。また、このまちづくりわいわい塾はまちづくりの支援として、情報の周知活動としても行っているため、御理解をお願いします。

(ご意見)

- ・もう少し事例があるとよかった。
- ・地区まちづくりの流れの説明の中で「一人ひとりの思い」の例が多いとわかりやすかった。